

本資料については、改訂箇所（案）を赤文字で示している。

制定 昭和33年6月30日 放射線審議会
改正 平成9年2月10日 放射線審議会
改正 平成13年2月14日 放射線審議会
改正 平成26年4月4日 放射線審議会
改正 令和4年7月11日 放射線審議会

放射線審議会令（昭和33年政令第135号）第5条の規定に基づき、この規程を制定する。

令和~~平成~~4~~26~~年7~~4~~月11~~4~~日

放射線審議会

放射線審議会運営規程

（会議）

第一条 放射線審議会（以下「審議会」という。）の会議は、総会及び部会とする。

2 部会は、特に審議を要するものについて設けるものとする。

（総会の招集）

第二条 総会は会長が召集する。

2 会長は、あらかじめ総会の開催の日時及び場所並びに総会に附議すべき事項を記載した書面を委員に発して招集の通知をするものとする。

3 会長は、総委員の3分の1以上の者から総会に附議すべき事項を示して総会を招集すべき旨の請求があった場合には、当該請求があった日から20日以内にこれを召集しなければならない。

（議事の公開）

第三条 総会の議事、議事録及び会議資料は公開する。ただし、会長が議事、議事録及び会議資料を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りでない。

2 前項ただし書きの規定により総会の議事、議事録及び会議資料を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

（議長）

第四条 会長は、議長として総会の議事を掌理する。

(委員以外の者の出席)

第五条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を総会に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

2 原子力規制庁及び議案の審議に必要な関係行政機関の職員は、前項の規定にかかわらず、総会に出席することができる。

(緊急議案)

第六条 総会においては、出席した委員の3分の2以上の同意を得たときに限り、第二条第2項の規定によりあらかじめ通知があった事項以外についても議決することができる。

(部会への附託)

第七条 会長は、審議会に対し、関係行政機関の長から諮問があった場合において、必要があると認めるときは、諮問に係る事案を部会に附託するものとする。

(部会の議決)

第八条 部会の議決は、あらかじめ総会の定めた事項については、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

2 部会の議決であって、他の部会の審議に附することが適当と認められるものについては、会長は、当該議決に係る事案を当該部会に附議し、その議決を経た後でなければ、前項の同意をすることはしない。

3 会長は、第1項の同意をした議決を、次回総会に報告しなければならない。

(部会の召集)

第九条 部会は、部会長が召集する。

2 部会長は、あらかじめ部会の開催の日時及び場所並びに部会に附議すべき事項を記載した書面を部会に所属する委員及び専門委員に発して召集の通知をするものとする。

3 部会長は、部会に所属する総委員の3分の1以上の者から部会に附議すべき事項を示して部会を召集すべき旨の請求があった場合には、当該請求があった日から20日以内にこれを召集しなければならない。

(議事の公開)

第十条 部会の議事、議事録及び会議資料は公開する。ただし、部会長が議事、議事録及び会議資料を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書きの規定により部会の議事、議事録及び会議資料を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(議長)

第十一条 部会長は、議長として部会の議事を掌理する。

(部会に所属する委員及び専門委員以外の者の出席)

第十二条 議長は、必要があると認めるときは、部会に所属する委員及び専門委員以外の者を部会に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

- 2 原子力規制庁及び議案の審議に必要な関係行政機関の職員は、前項の規定にかかわらず、部会に出席することができる。

(緊急議案)

第十三条 部会においては、出席した部会に所属する委員の3分の2以上の同意を得たときに限り、第九条第2項の規定によりあらかじめ通知があった事項以外の事項についても議決することができる。

(答申書等)

第十四条 会長は、審議会の議決があったときは、必要に応じ答申書及び意見書を作成しなければならない。

- 2 部会長は、部会の議決があったときは、必要に応じ報告書を作成する。

(会長及び会長代理)

第十五条 会長に事故があるとき、または欠けたときには、あらかじめその指名する委員(以下「会長代理」という。)がその職務を代理する。

- 2 会長及び会長代理に事故があるとき、または欠けたときには、第二条の規定に係る事項に関し原子力規制委員会原子力規制庁がその職務を代理する。
- 3 会長を定める委員の互選は、放射線障害防止の技術基準に関する法律(昭和33年法律第162号)第七条第2項の定めるところにより委員が任命されたとき又は会長が欠けたとき、直後の総会において行うものとする。
- 4 会長代理の指名は、前項に基づき会長を定める委員の互選が行われる総会又は会長代理が欠けた直後の総会において行うものとする。
- 5 在任中における会長の職責は、第3項における会長を定める委員の互選が行われる間まで有効である。
- 6 在任中における会長代理の職責は、第4項における会長代理の指名が行われる間まで有効である。

(部会長及び部会長代理)

第十六条 部会長に事故があるとき、または欠けたときには、あらかじめその指名する委員（以下「部会長代理」という。）がその職務を代理する。

- 2 部会長及び部会長代理に事故があるとき、または欠けたときには、第九条の規定に係る事項に関し原子力規制委員会原子力規制庁がその職務を代理する。
- 3 部会長を定める委員の互選は、放射線審議会令（昭和33年政令第135号）第二条第2項の定めるところにより委員が任命されたとき又は部会長が欠けたとき、直後の部会において行うものとする。
- 4 部会長代理の指名は、前項に基づき部会長を定める委員の互選が行われる部会又は部会長代理が欠けた直後の部会において行うものとする。
- 5 在任中における部会長の職責は、第3項における部会長を定める委員の互選が行われる間まで有効である。
- 6 在任中における部会長代理の職責は、第4項における部会長代理の指名が行われる間まで有効である。

(雑則)

第十七~~五~~条 この規程に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。